

## 第2 行政評価・監視結果

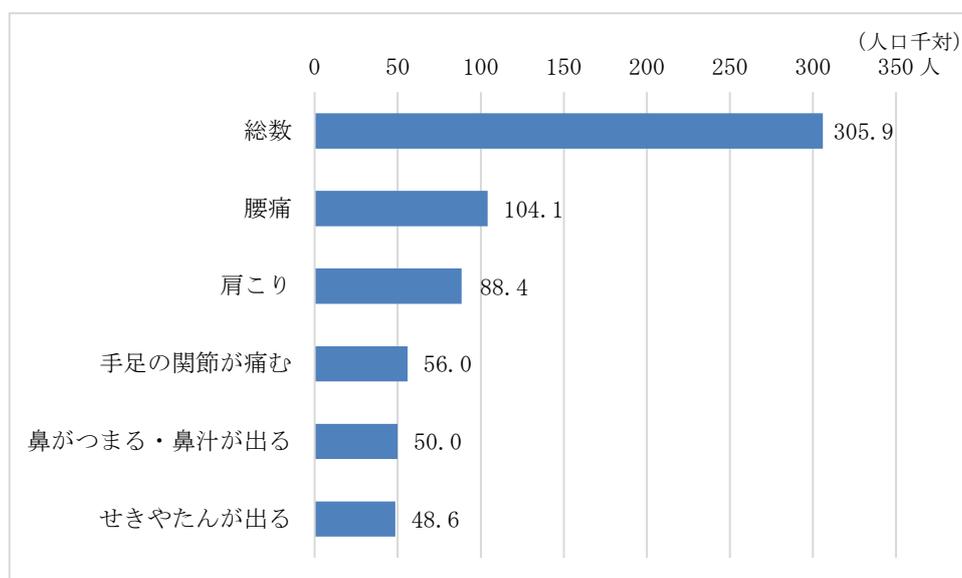
### 1 医業類似行為及びエステティックによる事故対策をめぐる状況

#### (1) 医業類似行為業及びエステティック業の普及等の状況

平成28年度における有訴者率(注)を症状別にみると、図1-①のとおり、「腰痛」、「肩こり」、「手足の関節が痛む」が上位3位を占めている。これらを年齢階級別にみると、図1-②のとおり、おおむね加齢とともに上昇する傾向にある。

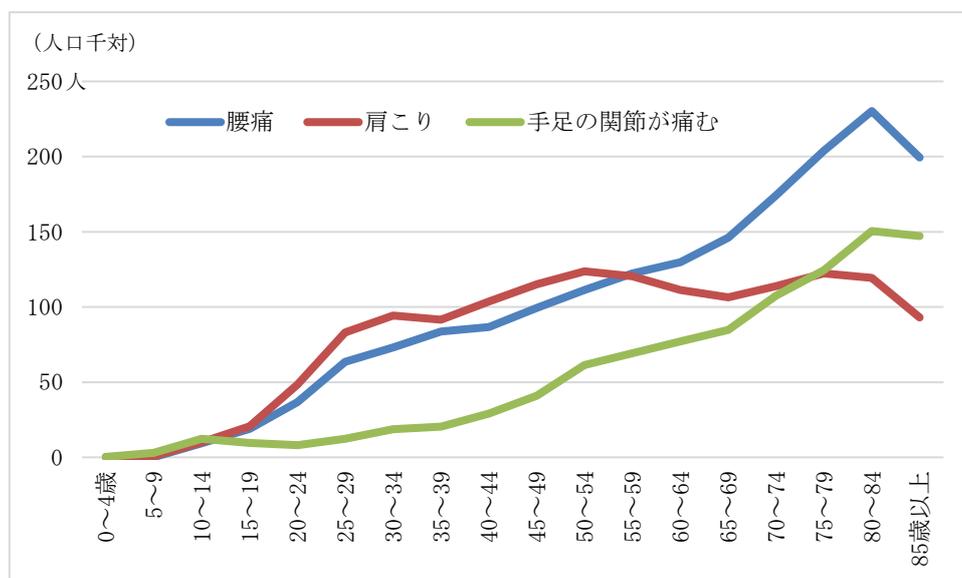
(注) 「有訴者率」とは、病気やけが等で自覚症状のある者の人口千人当たりの割合をいう。

図1-① 有訴者率の上位5症状(平成28年度)



(注) 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」に基づき、当省が作成した。

図1-② 年齢階級別にみた上位3症状の有訴者率(平成28年度)



(注) 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」に基づき、当省が作成した。

こうした症状の治療や健康維持等を目的として、「あん摩マッサージ指圧」、「柔道整復」、「整体」、「カイロプラクティック」等が広く利用されている。「経済センサス-活動調査」の結果から、これらを業とする事業所数及び売上高をみると、表1-①のとおり、平成28年6月時点における事業所数は6万5,647事業所、27年の売上高は6,460億円となっており、それぞれ24年、23年と比較すると、事業所数は5万2,528事業所から25.0%、売上高は5,124億円から26.1%増加している。

表1-① あん摩マッサージ指圧等を業とする事業所数及び売上高

(単位：事業所、億円、%)

区 分	事業所数			売上高		
	平成24年	28年	増減率	23年	27年	増減率
835 療術業	52,528	65,647	25.0	5,124	6,460	26.1
8351 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	43,021	47,461	10.3	4,450	5,065	13.8
8359 その他の療術業	9,507	18,186	91.3	674	1,395	107.0
(参考) 7893 リラクゼーション業 (手技を用いるもの)	—	18	—	—	335	—

(注) 1 総務省統計局・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」及び「平成28年経済センサス-活動調査」に基づき、総務省行政評価局が作成した。

2 「事業所数」は各年6月1日現在。「売上高」は各年1月から12月までの1年間の売上高を指す。

3 「区分」欄は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)の小分類又は細分類を示す。

なお、細分類「7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの)」は、日本標準産業分類の平成25年改定で新設された。

また、近年の美容や癒やしに対する意識の高まり等を背景に、エステティックも広く普及してきている。エステティックを業とする事業所数及び売上高をみると、表1-②のとおり、平成28年6月時点における事業所数は5,147事業所、27年の売上高は2,292億円となっており、それぞれ24年、23年と比較すると、事業所数は横ばいとなっているものの、売上高は2,165億円から5.9%増加している。

表1-② エステティックを業とする事業所数及び売上高

(単位：事業所、億円、%)

区 分	事業所数			売上高		
	平成24年	28年	増減率	23年	27年	増減率
7892 エステティック業	5,123	5,147	0.5	2,165	2,292	5.9

(注) 1 総務省統計局・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」及び「平成28年経済センサス-活動調査」に基づき、総務省行政評価局が作成した。

2 「事業所数」は各年6月1日現在。「売上高」は各年1月から12月までの1年間の売上高を指す。

3 「区分」欄は、日本標準産業分類の細分類を示す。

## (2) 消費者被害の発生又は拡大防止のための取組

### ア 厚生労働省における取組の概要

医業類似行為には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）に基づく「あん摩マッサージ指圧」や柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「柔整法」という。）に基づく「柔道整復」といった国家資格が必要な施術（注1）と、「整体」、「カイロプラクティック」等の名称の下に行われている施術があり、後者については、あはき法に基づき、医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれのあるものは禁止されている（詳細は、項目3(1)参照）。

医業類似行為により健康被害が生じた場合、厚生労働省は、当該施術が国家資格を要するものか否かにかかわらず、あはき法又は柔整法（以下「あはき法等」という。）に基づき、施術者等を行政指導の対象とすることは可能と解釈しており、特に、整体、カイロプラクティック等の名称の下に行われている施術については、累次にわたり保健所等関係機関と連携した指導の徹底を都道府県、保健所を設置する市及び特別区に要請している。

一方、エステティックについては、当該サービスを直接規制する法令はないが、提供されているサービスの中には、アートメイクやまつ毛エクステンションなど医師免許や美容師免許が必要な行為によるものが含まれ、こうした行為によって健康被害が生じたものがみられることから、厚生労働省は、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し、免許を有しない者の違反行為に対する指導等を要請している。

（注1）あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復は、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において3年以上の教育を受け、国家試験に合格した者のみ業として行うことができ、施術所の開設時には、都道府県、保健所を設置する市及び特別区への届出が義務付けられている。

### イ 消費者庁における取組の概要

消費者庁は、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、行政機関の長、地方公共団体の長等から消費者事故等（注2）に関する情報の通知を受け、生命身体事故等について、事故情報の概要を定期的に公表している。また、消費者庁は、事故情報データベース（注3）に登録された事故情報も活用し、平成29年5月、「法的な資格制度がない医業類似行為の手法による施術は慎重に」と題した注意喚起を実施している（資料1-①参照）（注4）。

また、消費者庁は、商品等や役務が消費安全性（注5）を欠くことにより重大事故等（注6）が発生した場合であって、被害防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置が規定されていない、いわゆる「隙間事案」の場合、消費者安全法に基づき、直接事業者に対して講ずる措置である勧告の対象となるとしている。

（注2）「消費者事故等」は、消費者安全法において、消費者の生命・身体に被害を与えるものと財産に被害を与えるものに大別される。このうち、生命身体事故等については、i）事業者が提供する商品等や役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命・身体に①死亡、②治療に一日以上かかる負傷・疾病などの被害が発生したもの（事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）、ii）消費安全性を欠く商品等や役務が使用等された事態であって、上記i）の事故を発生させるおそれがあるものとされている（資料1-②参照）。なお、「逐条解説 消費者安全法〔第2版〕」（消費者庁消費者政策課・消費者制度課・地方協

力課・消費者安全課編)によれば、上記②については、絆創膏<sup>ばんそうこう</sup>を貼ったり、家庭用外傷消毒液を塗れば足りるような通常は医療施設における治療を要しない程度の負傷や、単なる気分の悪化、医療施設において検査・診察・診断を行ったが特に治療は必要ないと判断された場合など、比較的軽微な事案を除くとされている。また、治療の必要がないと認められる軽度のものであるか否かは、基本的には、医師・医療機関の判断を尊重すべきものであるが、医師の判断や診断書等がない場合であっても社会通念に従って客観的に判断すべきであるとされている。

(注3) 「事故情報データバンク」とは、生命・身体に関する事故情報を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システムであり、消費者庁と独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が連携し、関係機関の協力を得て、平成22年4月から運用している（資料1－③参照）。同データバンクには、消費者安全法に基づき消費者庁に通知された事故情報や関係機関が保有する事故情報など、平成21年度以降の日常の身の回りの製品、食品、サービスなどによる事故等が約27万件登録（令和2年3月31日現在）されており、誰でも関心のある分野の事故情報を検索・閲覧することができる。掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要となっている。

(注4) 国民生活センターでは、医業類似行為等に関して、平成26年度から29年度までの4年間で、以下の3件の注意喚起を実施している。

- ① 「後を絶たない、まつ毛エクステーションの危害」（平成27年6月）
- ② 「エステサロン等でのHIFU機器による施術でトラブル発生！－熱傷や神経損傷を生じた事例も－」（平成29年3月）
- ③ 「なくなる脱毛施術による危害」（平成29年5月）

(注5) 「消費安全性」とは、商品等又は役務の特性、それらの通常予見される使用等の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう（消費者安全法第2条第4項）。

なお、「逐条解説 消費者安全法〔第2版〕」によれば、商品等又は役務が、消費者により使用等される時点において、社会通念上、通常有すべき安全性を有しているか否かということによって判断されるものであるとされている。

(注6) 生命身体事故等のうち、死亡や30日以上の治療を要するけが等、被害が重大であった事案やそのおそれがあるものについては、「重大事故等」として位置付けられている（資料1－②参照）。

### (3) 調査対象及び医業類似行為等による事故の発生状況

#### ア 調査対象

##### (医業類似行為)

厚生労働省は、「医業類似行為」とは、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある「医行為」ではないが、一定の資格を有する者が行わなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為であると解しており、それには、あん摩、マッサージ及び指圧、はり、きゅう並びに柔道整復のほか、これら以外の手技、温熱等による療術行為であって人体に危害を及ぼすおそれのあるものが含まれるとしている。

また、「逐条解説 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律・柔道整復師法」（厚生省健康政策局医事課編）によれば、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為とは、いわゆる民間療法と同義のものとされ、「腰痛、肩こり、疲労等の症状のある者に対して、温熱器械、器具その他の物を使用し、又は四肢若しくは精

神作用を利用して施術を行うものであって、医師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく免許資格を有する者がその範囲内で行うものでないもの」を指すとされているが、その種類や範囲は必ずしも明確となっていない。

このようなことから、本行政評価・監視においては、現行の日本標準産業分類等も参考に、「あん摩マッサージ指圧」、「はり」、「きゆう」、「柔道整復」に加えて、「整体」、「カイロプラクティック」、「骨盤矯正」、「リフレクソロジー」、「リラクゼーション」等の施術サービスを便宜調査対象とした。

#### (エステティック)

いわゆる「エステティック」に係る役務の提供については、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 41 条及び同法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）第 12 条において、「特定継続的役務提供」として規制対象とされている。

これによれば、「エステティック」とは、人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと（いわゆる「美容医療」に該当するものを除く。）を指すとされているが、その種類や範囲は必ずしも明確となっていない。

また、エステティックサービス的一种として提供されることのあるアートメイクやまつ毛エクステンションについては、エステティックサロン（以下「エステサロン」という。）のほか、個人宅やネイルサロン等においても行われているとの指摘もされている。

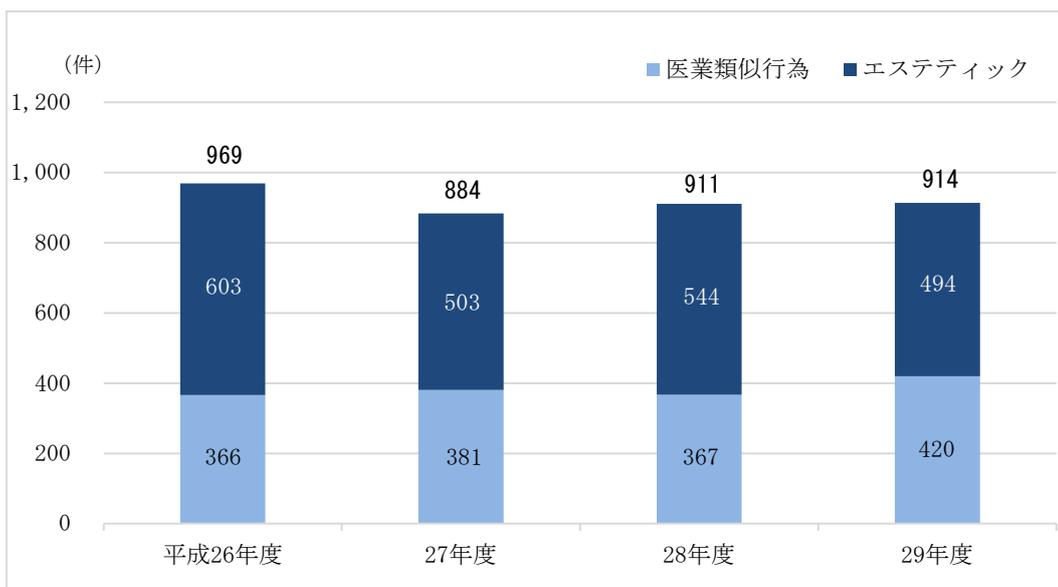
このようなことから、本行政評価・監視においては、現行の日本標準産業分類等も参考に、これらエステサロン等（美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）に基づき、美容所として届出されているものを除く。）において提供される「脱毛エステ」、「美顔エステ」、「痩身エステ」といったエステティックサービスに加えて、「アートメイク」や「まつ毛エクステンション」などの医療行為又は美容行為に該当するサービスを便宜調査対象とした。

#### イ 医業類似行為等による事故の発生状況

医業類似行為等による事故の発生状況に関する既存の統計データは存在しない。

このため、今回、事故情報データベースに登録された事故情報（平成 30 年 4 月 10 日現在）を当省が独自に集計した結果、図 1-③のとおり、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年間で、医業類似行為等によるものは計 3,678 件（医業類似行為 1,534 件、エステティック 2,144 件）あった。

図1-③ 医業類似行為等による事故情報の件数の推移（平成26～29年度）



(注) 1 事故情報データベースに登録された事故情報（平成30年4月10日現在）のうち、「受付年月日」が平成26年4月1日から30年3月31日まで、かつ、「商品など分類」が「保健・福祉サービス」に該当する事故情報（けが人などが発生している事案に関する情報）を基に、以下の方法により当省が作成した。

- ① 医業類似行為については、「あん摩、マッサージ、指圧、はり、鍼、針、きゅう、灸、柔道整復、整骨、接骨、整体、カイロ、骨盤矯正、骨格矯正、小顔、ストレッチ、リフレクソロジー、リラクゼーション」のいずれかの単語を含む事故情報を抽出した上で、医療機関、理容所、美容所、エステサロン等で施術を受けたとするもの等を除外して集計した。
- ② エステティックについては、「エステ、脱毛、美顔、痩身、H I F U、ハイフ、高密度、焦点式、超音、アートメイク、睫、まつ毛、まつげ」のいずれかの単語を含む事故情報を抽出した上で、i) アートメイク等の医療サービスについては、医療機関、美容所等で施術を受けたとするものを、ii) まつ毛エクステンション等の美容サービスについては、美容所で施術を受けたとするもの等をそれぞれ除外して集計した。

なお、「H I F U」とは、High Intensity Focused Ultrasound（強力集束超音波）の略である。

2 個々の事故情報は、相談者の申出に基づくものであり、事実関係や因果関係が確認されていないものを含んでいる。

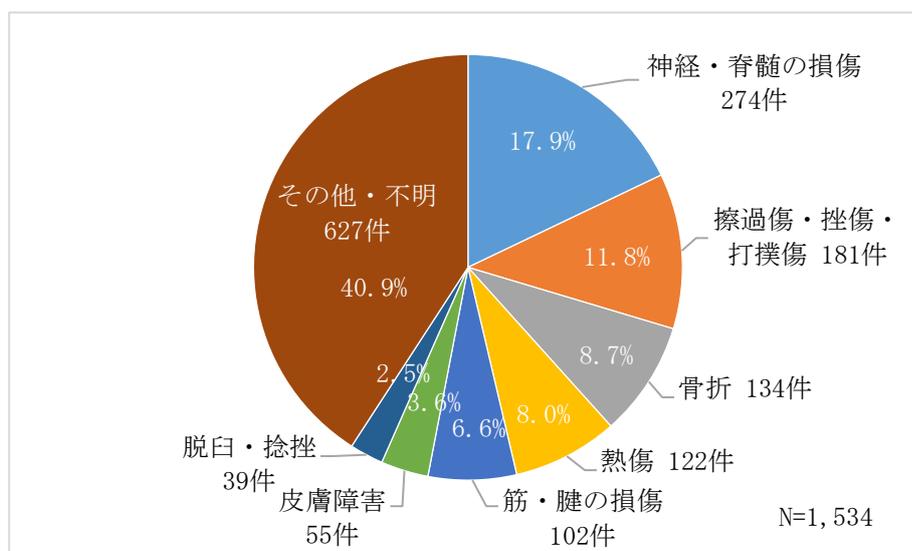
これらの事故情報を当省が分析した結果は、以下のとおりである。

## (7) 医業類似行為

### a 傷病内容

傷病内容をみると、図1-④のとおり、分析対象とした1,534件のうち、「神経・脊髄の損傷」が274件（17.9%）と最も多く、次いで、「擦過傷・挫傷・打撲傷」が181件（11.8%）、「骨折」が134件（8.7%）などとなっていた。これは、医業類似行為は手技によるものが多く、筋肉をほぐしたり、骨格を矯正することがあることなどが影響しているものと考えられる。

図1-④ 医業類似行為による事故件数（傷病内容別）

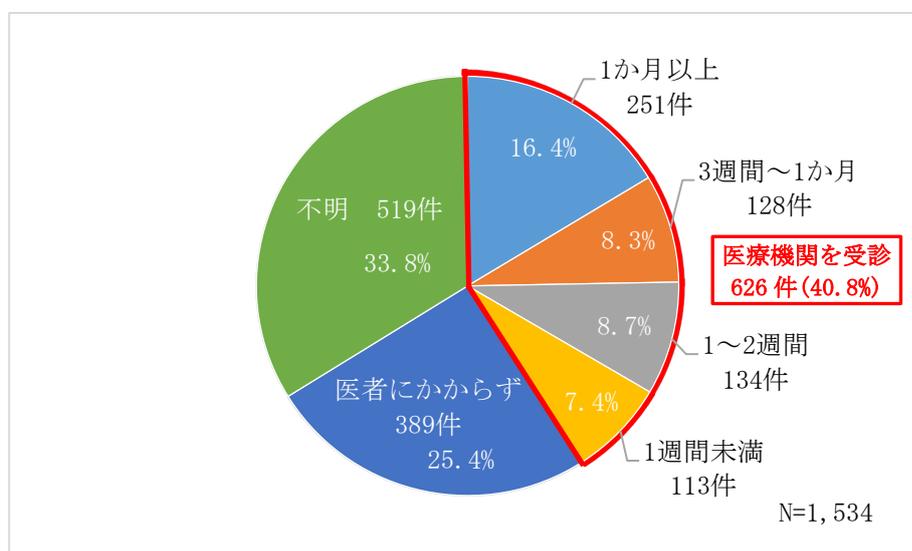


(注) 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。

b 傷病の程度（治療期間）

傷病の程度をみると、図1-⑤のとおり、分析対象とした1,534件のうち約4割が医療機関を受診していた。そのうち、「1か月以上」が251件と40.1%を占めていた。

図1-⑤ 医業類似行為による事故件数（傷病の程度別）



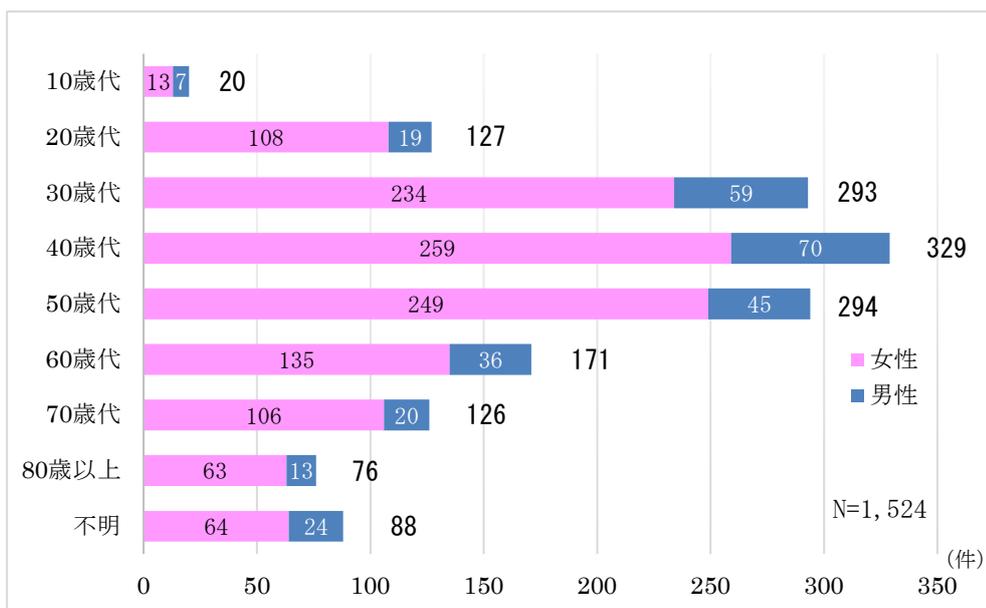
(注) 1 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。

2 治療期間は、事故情報データベースの区分によっており、「3週間～1か月」は15日以上1か月未満を指す。

c 性別・年代

性別をみると、図1-⑥のとおり、性別を把握できた1,524件のうち、女性が1,231件と80.8%を占めていた。また、年代をみると、40歳代が最も多く329件(21.6%)となっており、30歳代から50歳代までの事故が全体の約6割を占めていた。

図 1-⑥ 医業類似行為による事故件数（性別・年代別）

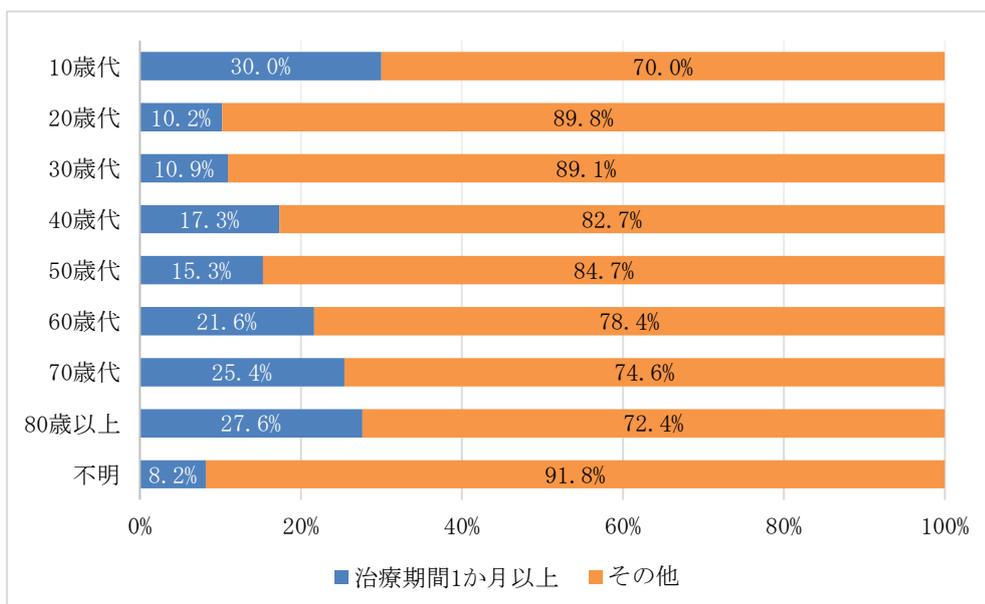


(注) 1 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。  
2 性別を把握できた 1,524 件について集計した。

d 年代別の傷病の程度

上記 b の傷病の程度を年代別にみると、図 1-⑦のとおり、「治療期間 1 か月以上」の割合は、おおむね年代が上がるごとに上昇する傾向がみられた。

図 1-⑦ 医業類似行為による事故件数（傷病の程度・年代別）



(注) 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。

e 主な事故事例

医業類似行為による事故情報の主なものは、表 1-③のとおりである。

表 1-③ 医業類似行為による事故情報の例

施術内容	年齢	性別	事故の概要
指圧マッサージ	20 歳代	女性	鍼治療院でマッサージの施術中にボキッと音がし、その後痛みが増したため、整形外科を受診したところ、「肋軟骨挫傷」と診断され、完治までに1、2 か月かかると言われた。
針灸	30 歳代	女性	鍼灸接骨院で目のけいれんとむくみを直すためお灸の施術を受けたところ、顔にⅡ度（注2）のやけどを負った。
整体	40 歳代	男性	整体の施術中に激痛があり、直後から脚が腫れ上がり歩けなくなった。施術から5日たっても腫れが引かず、MRI 検査の結果、医師から「ひどい肉離れを起こし内出血もあり、全治1 か月以上」と診断された。
カイロプラクティック	40 歳代	男性	整骨院でカイロプラクティックの施術中、首をひねられ激痛が走った。痛みがとれないため、整形外科を受診したところ、「頸髄損傷」で全治3 か月と診断された。
タイ式マッサージ	30 歳代	男性	温泉施設でマッサージを受けたところ、首、肩の違和感があり、近所の医者に診てもらったところ、「筋膜炎」と診断された。
リラクゼーションマッサージ	50 歳代	女性	マッサージ店で肋骨を強く圧迫する施術を受け、痛みを感じたため、病院を受診した。その結果、「肋骨骨折」が判明し、完治までに約1 か月半かかると言われた。

（注）1 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。

2 やけどの症状は、熱により皮膚組織（表皮・真皮・皮下組織）のどの部位まで損傷したのかによって、Ⅰ度、Ⅱ度、Ⅲ度に分類される。Ⅰ度は表皮のみの損傷、Ⅱ度は真皮までの損傷、Ⅲ度は皮下組織までの損傷をいう。

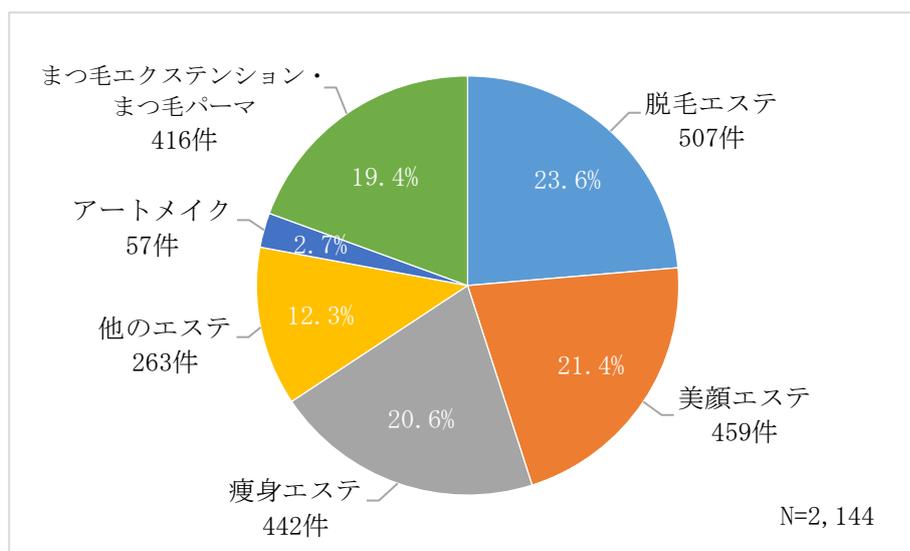
#### (イ) エステティック

##### a 施術内容

施術内容をみると、図 1-⑧のとおり、分析対象とした 2,144 件のうち、「脱毛エステ」、「美顔エステ」及び「痩身エステ」がそれぞれ約 20%ずつを占めていた。

また、医師免許が必要な「アートメイク」によるものが 57 件（2.7%）、美容師免許が必要な「まつ毛エクステンション・まつ毛パーマ」によるものが 416 件（19.4%）みられた。

図1-⑧ エステティックによる事故件数（施術内容別）

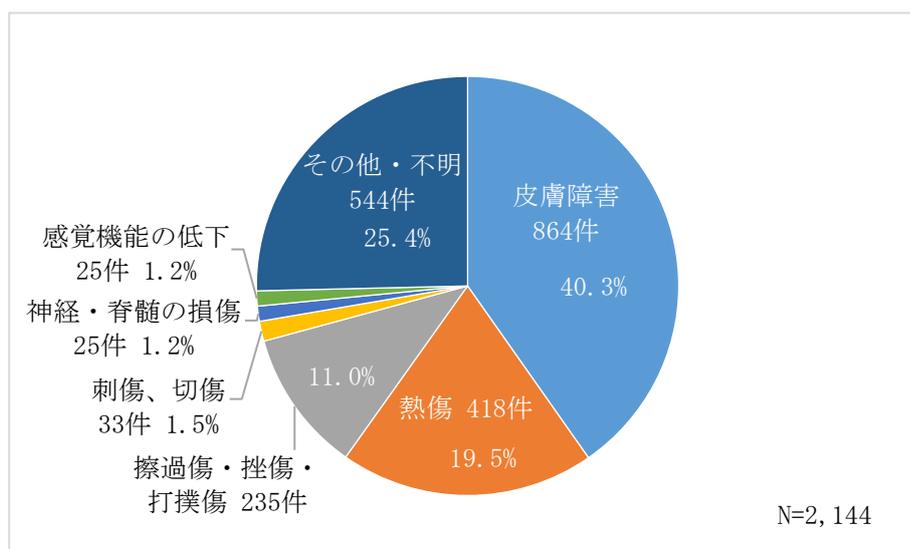


(注) 1 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。  
 2 「他のエステ」とは、アロマエステやオイルマッサージ等を指す。

#### b 傷病内容

傷病内容をみると、図1-⑧のとおり、分析対象とした2,144件のうち、「皮膚障害」が864件（40.3%）と最も多く、次いで、「熱傷」が418件（19.5%）と、両者で全体の約6割を占めていた。これは、エステティックは、手技、化粧品、機器等を用いて利用者の皮膚に直接接触れるものであるため、これらによる皮膚への刺激や発熱を促す機器の使用などが影響しているものと考えられる。

図1-⑨ エステティックによる事故件数（傷病内容別）

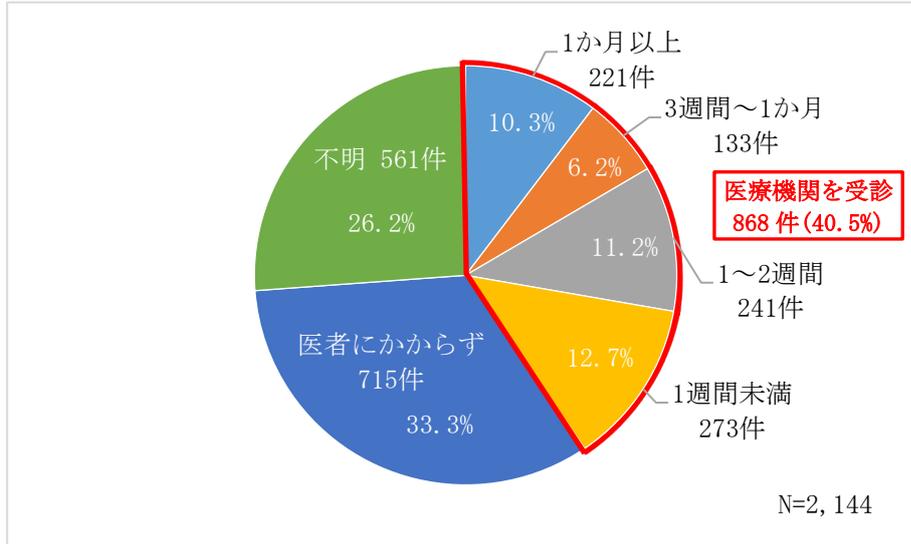


(注) 1 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。  
 2 四捨五入の関係により、構成比の合計が100にならない。

c 傷病の程度（治療期間）

傷病の程度をみると、図1-⑩のとおり、分析対象とした2,144件のうち約4割が医療機関を受診していた。そのうち、「1週間未満」が273件（31.5%）と最も多かったが、「1か月以上」も221件と25.5%を占めていた。

図1-⑩ エステティックによる事故件数（傷病の程度別）

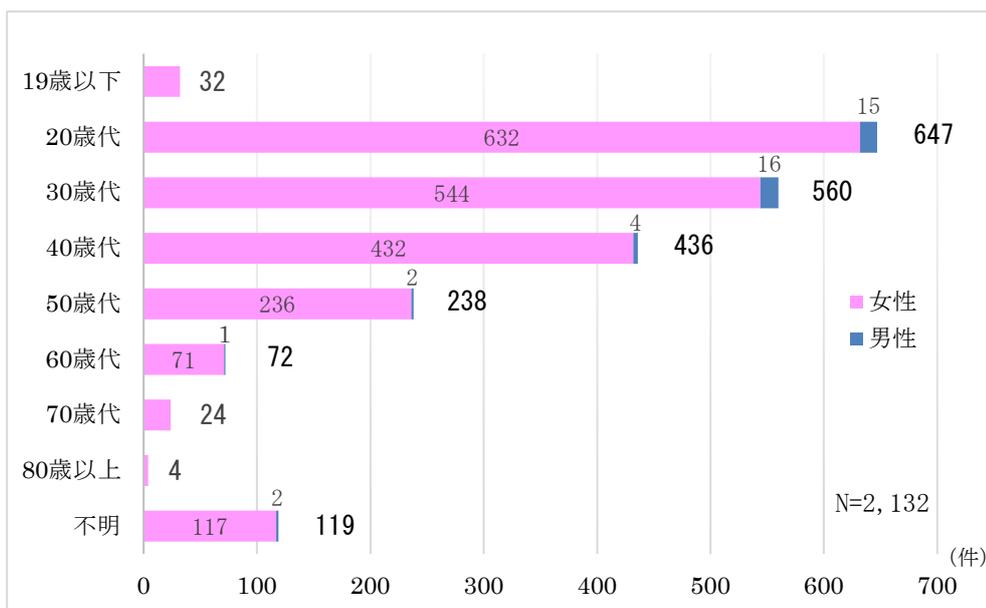


- (注) 1 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。  
2 治療期間は、事故情報データベースの区分によっており、「3週間～1か月」は15日以上1か月未満を指す。  
3 四捨五入の関係により、構成比の合計が100にならない。

d 性別・年代

性別をみると、図1-⑪のとおり、性別を把握できた2,132件のうち、女性が2,092件（98.1%）とほとんどを占めていた。また、年代をみると、20歳代が647件（30.3%）と最も多く、次いで、30歳代が560件（26.3%）と、20歳代及び30歳代の事故が全体の半数以上を占めていた。

図 1-⑪ エステティックによる事故件数（性別・年代別）

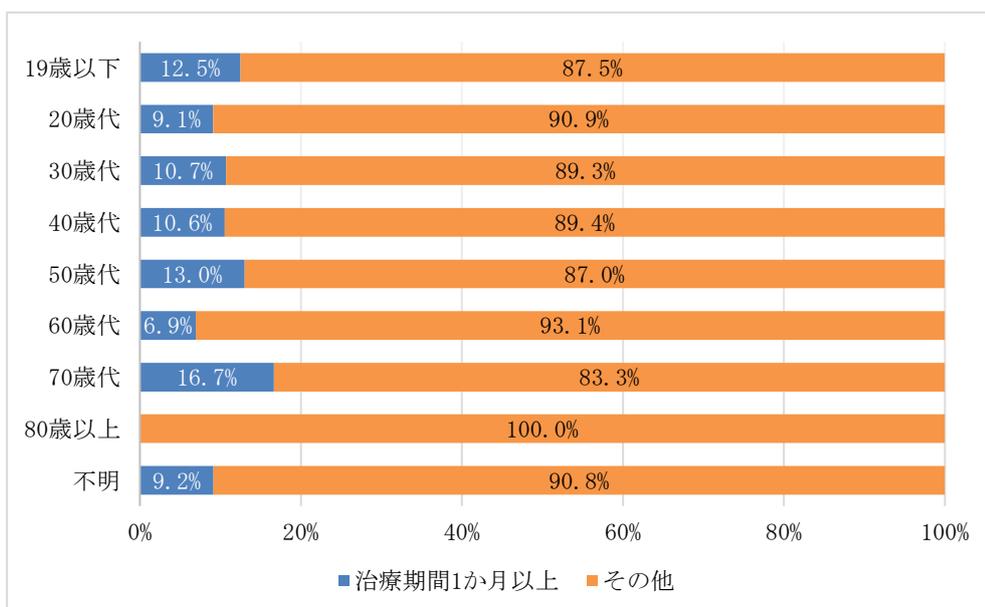


(注) 1 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。  
2 性別を把握できた2,132件について集計した。

e 年代別の傷病の程度

事故件数は、上表のとおり、年代が上がるごとに少なくなったが、上記cの傷病の程度を年代別にみると、図1-⑫のとおり、「治療期間1か月以上」の割合は、年代間で大きな差はみられず、各年代においてほぼ同じような比率で発生していた。

図 1-⑫ エステティックによる事故件数（傷病の程度・年代別）



(注) 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。

f 主な事故事例

エステティックによる事故情報の主なものは、表1-④のとおりである。

表1-④ エステティックによる事故情報の例

施術内容	年齢	性別	事故の概要
脱毛エステ	20 歳代	女性	エステ店で鼻下を電気針脱毛後、赤みが取れない。最終の施術から3週間たつが、鼻下全体の赤みの症状が良くならないので、皮膚科を受診したところ、脱毛が原因の炎症の可能性が高いと言われた。
	20 歳代	女性	エステサロンでデリケートゾーンのレーザー脱毛を受けたところ、いつもと違う痛みを感じ、やけどを負った。皮膚科を受診したところ、やけどの症状は最も重いⅢ度(注2)と診断された。
美顔エステ	40 歳代	女性	エステ店で美顔エステの施術を受けたところ、翌朝、顔が赤く腫れてかゆみもあり、殴られたようなあざにもなっていた。皮膚科を受診したところ、エステで使用した薬剤によるアレルギーで皮膚が炎症を起こしていた。
	30 歳代	女性	超音波を当てて脂肪を溶かす施術を受けたところ、痛みがあり、顔のほぼ2か所にみみず腫れができた。皮膚科を受診したところ、医師からは施術が原因でやけどをしたと診断され、治るまでに1か月かかる場合もあると言われた。
痩身エステ	20 歳代	女性	エステ店で超短波機器を用いた痩身エステを受けたところ、大腿部に大やけどを負った。皮膚科を受診したところ、低温火傷のⅢ度(注2)で重傷との診断を受けた。
	不明	女性	エステサロンで脚の痩身施術を受けたところ、1週間後に脚が真っ赤になり、かゆみを伴う発疹が出た。皮膚科を受診したところ、圧迫などの外的刺激による「単純性紫斑」と診断された。
アートメイク	40 歳代	女性	個人サロンでアイラインのアートメイクを受けた。帰宅後には耐えられない痛みで、左目は何も見えなくなり、目の周りが腫れて、眼科を受診した。診断の結果、左目は角膜の全部、右目は角膜の一部がはがれていた。
まつ毛エクステンション	50 歳代	女性	まつ毛エクステンションの施術を受けたところ、接着剤が目に入り、角膜を損傷した。接着剤が眼球の表面に残留しており、痛くて目が開けられない。施術者は、美容師の資格を持っていなかったことが後から分かった。

(注) 1 事故情報データベースの登録情報を基に当省が作成した。

2 表1-③の注意書き参照